

## 第 1 監査の範囲

### I 監査の期間

監査（前期） 令和 元年10月1日から10月4日まで（4日間）

監査（後期） 令和 2年1月28日から2月5日まで（実質7日間）

### II 監査対象部局等

監査対象については、監査（前期）は施設関係を中心に、監査（後期）においては、各部、各行政委員会等について実施した。

監査（前期）の対象機関は21機関で、書面監査及び実地監査を実施した。

監査（後期）の対象部局は、各部、各行政委員会等の23課・室・事務局等について実施した。

#### ○ 監査（前期）

実施区分	所管課	対象機関（施設）名
書面監査 及び 実地監査	市民課	尾去沢支所、八幡平支所
	市民共動課	尾去沢市民センター、八幡平市民センター、 八幡平市民センター体育場
	子育て・長寿課	ハニーハイムかづの
	産業活力課	大湯温泉総合振興プラザ、中滝ふるさと学舎
	都市整備課	錦木塚歴史公園、錦木塚伝説公園、花輪駅西住宅
	上下水道課	谷内汚水処理センター
	総務学事課	平元小学校、大湯小学校 花輪第二中学校、十和田中学校 学校給食センター
	生涯学習課	十和田図書館、先人顕彰館
	スポーツ振興課	記念スポーツセンター、毛馬内野球場

#### ○ 監査（後期）

実施区分	対象部局名
書面監査	総務課、政策企画課、財政課、契約検査室、市民課、市民共動課、税務課、 福祉総務課、子育て・長寿課、健康ライフ課、農林課、産業活力課、都市整備課、 上下水道課、会計課、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、 選挙管理委員会事務局、教育委員会（総務学事課、生涯学習課、スポーツ振興課）、 消防本部

### Ⅲ 監査の観点

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営にかかわる事業の管理が、法第2条第14項（事務処理の能率性）及び同条第15項（組織及び運営の合理化）の規定の趣旨に従ってなされているかどうかを主眼に、次の事項を重点に実施した。

- 1 指摘事項に対する措置状況について
- 2 職員の配置及び服務状況について
- 3 事務・事業の執行状況について
- 4 予算の執行状況について
- 5 主なる工事の執行状況について
- 6 主なる備品の取得・処分の状況について
- 7 施設の経営・運営及び維持管理について
- 8 財産の維持管理状況について
- 9 施設の管理委託業務状況について

なお、調査時点は、監査（前期）は、職員の配置状況が令和元年9月1日現在、施設の利用状況及び事業の執行状況等は原則として平成31年4月1日から令和元年8月31日までとし、監査（後期）においては、職員の配置状況が令和2年1月1日現在、職員の服務状況は平成31年1月1日から令和元年12月31日まで、予算執行及び事業の執行状況等は平成31年4月1日から令和元年12月31日までとした。

## 第2 監査の方法

監査期日を定め、監査対象の各部、各行政委員会等から、あらかじめ提出を求めた資料に基づいて説明を受け、質問その他の手法により書面監査を行った。

なお、監査（前期）においては、書面監査を先に実施し、その後に実地監査を行った。

## 第3 監査の結果

本年度は、第6次鹿角市総合計画後期基本計画の最終年度に向け、これまでに取り組んできた施策や事業の成果を捉えつつ、8つの重点プロジェクトで設定した指標の達成に向けた積極的な取り組みが図られ、住民福祉の向上と地域活性化に向け、計画通り実施されていた。また、財務に関する事務の執行についても、おおむね適正かつ効率的に行われていると認められた。

定期監査及び財政援助団体等監査における主な所見について、以下に述べる。

なお、事務処理上の軽微な誤りや個別事項については、監査の過程において関係課に対し改善、検討を指導、要望したので、記述は省略した。

### ○ 定期監査共通事項

#### 1 服務関係簿冊等の管理について

総務課による勤務管理事務研修の効果もあり、改善が図られてきていたが、今年度の監査においては、特に出勤簿や休暇申出簿への記載もれ、押印もれ等、軽微ではあるが不適切な処理が多く見受けられた。

市職員として最も基本的な事項であるが、研修を実施している成果が見られなくなっていることから、職員服務規程、勤務管理事務研修資料等を再確認し、適正な事務処理がなされるよう強く望むものである。

## 2 予算の執行管理について

当初予算に計上している事業が未執行のうちに、他の事業への予算流用がなされているものが複数あった。補正予算では対応できない緊急を要する場合や、予備費充用にそぐわない事情等もあると思われるが、流用元の事業執行に影響が出ることのないよう、計画的かつ適切な執行管理に努めていただきたい。

注1 各表中の比率は、原則として表示単位未満を四捨五入した。

注2 「-」は、該当数字のないものである。